

2019年11月以降に風しん対策を請求する際の留意点について

1. 消費税率について

2019年11月以降に風しん対策を請求する際は、9月以前に実施した検査及び接種の消費税率は8%、10月以降に実施した検査及び接種の消費税率は10%と2種類の消費税率が混在する場合があります。市区町村別請求書については、**市区町村単位かつ消費税率単位に分割して作成していただくこととなります**ので、ご留意願います（以下の記載例を参照願います）。
 なお、請求総括書については請求年月単位であり分割して作成していただくことはありません。

請求総括書は請求年月単位のため8%の請求書と10%の請求書を合算して記載

東京都国民健康保険団体連合会 御中

記載例

〒千代田区飯田橋3丁目5番1号
 氏名 国保太郎
 電話番号 03-6238-0459

風しん対策 請求総括書（実績報告書）

施設等区分 1:医療機関
 医療機関・健診機関番号 1234567890
 医療機関・健診機関名称 国保病院
 請求年月 2019年11月分

	区分	請求件数	請求金額 (税抜)	請求金額 (税込)
抗体検査	①健診・HI法	0	0	0
	②健診・EIA法	0	0	0
	③HI法	2	9,860	10,747
	④EIA法	0	0	0
	⑤夜間休日・HI法	0	0	0
	⑥夜間休日・EIA法	0	0	0
	小計	2	9,860	10,747
予防接種	通常	2	20,000	21,800
	予診のみ	0	0	0
	小計	2	20,000	21,800
合計		4	29,860	32,547

※予診のみの費用を市区町村が設定していない場合（0円の場合）は、本総括書に計上しないこと。その場合、予診票の原本を国民健康保険団体連合会に送付しないこと。

千代田区長様
 市区町村番号
 1 3 1 0 1 6

記載例

東京都千代田区飯田橋3丁目5番1号
 代表者氏名 国保太郎
 電話番号 03-6238-0459

風しん対策 市区町村別請求書

医療機関・健診機関番号 1234567890
 医療機関・健診機関名称 国保病院
 請求年月 2019年11月分

千代田区長様
 市区町村番号
 1 3 1 0 1 6

記載例

東京都千代田区飯田橋3丁目5番1号
 代表者氏名 国保太郎
 電話番号 03-6238-0459

風しん対策 市区町村別請求書

医療機関・健診機関番号 1234567890
 医療機関・健診機関名称 国保病院
 請求年月 2019年11月分

	請求件数	請求金額 (税抜)	請求金額 (税込)	
抗体検査	①健診・HI法	0	0	
	②健診・EIA法	0	0	
	③HI法	1	4,930	5,324
	④EIA法	0	0	0
	⑤夜間休日・HI法	0	0	0
	⑥夜間休日・EIA法	0	0	0
	小計	1	4,930	5,324
予防接種	通常	1	10,000	10,800
	予診のみ	0	0	0
	小計	1	10,000	10,800
合計	2	14,930	16,124	

消費税率 8%

※予診のみの費用を市区町村が設定していない場合（0円の場合）は、本請求書に計上しないこと。その場合、予診票の原本を国民健康保険団体連合会に送付しないこと。

	請求件数	請求金額 (税抜)	請求金額 (税込)	
抗体検査	①健診・HI法	0	0	
	②健診・EIA法	0	0	
	③HI法	1	4,930	5,423
	④EIA法	0	0	0
	⑤夜間休日・HI法	0	0	0
	⑥夜間休日・EIA法	0	0	0
	小計	1	4,930	5,423
予防接種	通常	1	10,000	11,000
	予診のみ	0	0	0
	小計	1	10,000	11,000
合計	2	14,930	16,423	

消費税率 10%

※予診のみの費用を市区町村が設定していない場合（0円の場合）は、本請求書に計上しないこと。その場合、予診票の原本を国民健康保険団体連合会に送付しないこと。

同じ市区町村番号であっても実施日が9月以前の請求書(8%)と10月以降の請求書(10%)に分割

2. 請求年月について

「請求年月」欄は本会に提出する年月を記載する欄です（以下の記載例を参照願います）。
前項で市区町村別請求書は消費税率単位に作成と説明しましたが、当欄は実施年月の記載ではないことにご留意願います。

2019年11月請求の記載例

東京都国民健康保険団体連合会 御中

東京都千代田区飯田橋3丁目5番1号
代表者氏名 国保太郎
電話番号 03-6238-0459

風しん対策 請求総括書（実績報告書）

施設等区分 1:医療機関
医療機関・健診機関番号 1234567890
医療機関・健診機関名称 国保病院
請求年月 2019年11月分

策 市区町村別請求書

1234567890
国保病院
2019年11月分

区分	請求件数	請求金額 (税抜)	請求金額 (税込)
①健診・HI法	0	0	0
②健診・EIA法	0	0	0
③HI法	2	9,860	10,747
④EIA法	0	0	0
⑤夜間休日・HI法	0	0	0
⑥夜間休日・EIA法	0	0	0
小計	2	9,860	10,747
通常	2	20,000	21,800
予診のみ	0	0	0
小計	2	20,000	21,800
合計	4	29,860	32,547

※予診のみの費用を市区町村が設定していない場合（0円の場合）は、本総括書に計上しないこと。その場合、予診票の原本を国民健康保険団体連合会に送付しないこと。

策 市区町村別請求書

1234567890
国保病院
2019年11月分

区分	請求件数	請求金額 (税抜)	請求金額 (税込)
⑥夜間休日・EIA法	0	0	0
小計	1	4,930	5,324
通常	1	10,000	10,800
予診のみ	0	0	0
小計	1	10,000	10,800
合計	2	14,930	16,124

消費税率 8%

※予診のみの費用を市区町村が設定していない場合（0円の場合）は、本請求書に計上しないこと。その場合、予診票の原本を国民健康保険団体連合会に送付しないこと。

策 市区町村別請求書

1234567890
国保病院
2019年11月分

請求件数	請求金額 (税抜)	請求金額 (税込)
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
1	4,930	5,423
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
1	4,930	5,423
1	10,000	11,000
0	0	0
1	10,000	11,000
合計	2	14,930

消費税率 10%

※予診のみの費用を市区町村が設定していない場合（0円の場合）は、本請求書に計上しないこと。その場合、予診票の原本を国民健康保険団体連合会に送付しないこと。

3. 請求金額(税込)について

市区町村別請求書の「請求金額(税込)」欄の算出方法は以下のとおりとなり、請求総括書の「請求金額(税込)」欄の算出方法は各市区町村別請求書で算出した金額の合計となりますので、ご留意願います。

(税抜き単価+税抜き単価×消費税率及び地方消費税率)※×件数

※1件毎に1円未満の端数は切り捨て

(厚生労働省作成「医療機関・健診機関向け手引き第3版」より)

お問い合わせ先
東京都国民健康保険団体連合会
審査第2部進行調整課
TEL 03-6238-0459